

賃上げ加速・定着支援金のご案内

栃木県では、**5%以上の賃上げ**と**企業内男女間格差の是正**に取り組む中小企業者等を対象に

従業員
一人あたり

5万円

1企業
あたり

最大100万円を支給します



支給対象者

県内に事業所を有する中小企業者等

主な要件(1かつ2)

- 令和7年4月1日以降、**従業員1名につき、令和7年3月31日までの直近支給額と比較して5%以上賃金を引き上げる**こと。
1ヶ月以上の支給実績があること。
また、引き上げ後の賃金を1年間継続する見込みがあること。
- 企業内男女間格差の是正に繋がる処遇改善取組事項(1)～(4)のうち、いずれか1つ以上に取り組む**こと。
 - 女性の管理職比率の改善
 - 非正規の正規化
(女性の職種・雇用形態転換の実績)
 - 法令を上回る短時間勤務制度の導入・拡充
 - 女性活躍推進法に基づく情報公開(3項目以上)
 - 管理職に占める女性労働者の割合(必須)
 - 男女の賃金差異(必須)
 - 採用した労働者に占める女性労働者の割合、労働者に占める女性労働者の割合等から1つ以上

賃上げ対象従業員の範囲

栃木県内における週の所定労働時間が20時間以上の従業員 ※正規・非正規問いません。

受付期間

令和7年5月26日(月)～令和8年1月30日(金)

※支援金の申請受付は先着順です。予算額に達した場合は、申請受付期間中でも受付を終了します。

申請方法

支援金専用ホームページからのインターネット申請又は郵送申請

※インターネット申請は郵送申請よりもスムーズで早期の支給が見込まれます。
ぜひインターネット申請をご利用ください。

お問い合わせ

とちぎ賃上げ加速・定着支援金事務局
TEL: 028-666-7111

受付時間: 月曜日～金曜日(土日祝日・年末年始を除く)9時～17時

※とちぎ賃上げ加速・定着支援金事務局は、県が設置し、株式会社TMC経営支援センターが受託・運営しております。

詳しくは

とちぎ賃上げ加速・定着支援金



<https://tochigi-chinage.pref.tochigi.lg.jp>



▲支援金HP

支援金の申請について

申請にあたっては、必ず支援金専用ホームページや申請要領をご確認ください。

支給対象事業者

(1) 次に掲げるもの全てに該当する法人

ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条に規定する法人のうち、公益法人等、協同組合等及び普通法人に該当する者であること。

ただし、次の(ア)から(オ)に該当する者は除く。

(ア)構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの(同窓会、同好会等)

(イ)特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの

(ウ)特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの(後援会等)

(エ)栃木県が設立した法人

(オ)法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、運営費の大半を公的機関から得ている法人

イ 県内に本社又は主たる事業所がある、若しくは支店・営業所等の事業所が県内に存在すること。ただし、県内で営業実態がなく、法人住民税が免税されている場合を除く。

ウ 県内の事業所に常時使用する従業員を1人以上かつ6ヶ月以上雇用していること。

エ 栃木県の税金(個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がないこと。

オ 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。

キ 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)に規定する暴力団又は暴力団構成員等に該当する者ではないこと。

ク 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は再生手続きを行っている者ではないこと。

(2) 次に掲げるもの全てに該当する個人事業主

ア 栃木県内の管轄税務署へ開業届を提出していること。

イ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、上記(1)ウからクまでの要件全てに該当する者。

【中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲】

業種	中小企業者(下記のいずれかを満たす者)		小規模企業者
	資本金額または出資額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

必要書類

①「とちぎ賃上げ加速・定着支援金支給申請書」(様式1)

②賃上げ実施従業員一覧(様式2)

③法人:履歴事項全部証明書

個人事業主:確定申告書の写し又は開業届の写し

④賃上げ実施従業員に係る労働条件通知書の写し
又は雇用契約書の写し

⑤貸金台帳の写し(貸金改定月及び3月までの直近支給分)

⑥企業内男女間格差の是正に繋がる取組状況を明らかにする書類(詳しくは支援金専用ホームページをご確認ください。)

⑦振込を受ける金融機関の通帳の写し

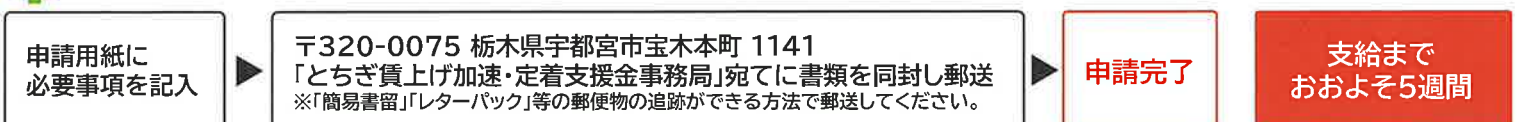
⑧その他知事が必要と認める書類

申請方法

ホームページからの場合



郵送の場合



※支給までの期間は、申請書類の不備等の状況や申請状況によって、さらに期間を要する場合がありますので、予めご了承ください。